

産業廃棄物処理施設変更許可証

令和5年5月11日

住 所 大阪府大阪市住之江区新北島三丁目6番45号

氏 名 木材開発株式会社  
代表取締役 正田 博 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

川崎市長 福田 紀彦



許可の年月日	平成23年3月23日 (代表者変更に伴う書換え) 令和5年5月11日	許可番号	1205
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	木くず又ははがれき類の破碎施設 (処理する産業廃棄物の種類は、木くず)		
設置場所	川崎市川崎区水江町1番50ほか		
処理能力	462.0t/日(22.0時間)		
許可の条件			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置(変更)に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		



この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。